

陳情第 1 1 号

2020年4月23日の議会運営委員会における条例違反の「委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求める陳情書

(陳情要旨)

2020年4月23日議会運営委員会で決定した常任委員会での「市民傍聴禁止」は流山市議会基本条例第17条「委員会は委員会条例に定めるところにより公開しなければならない」及び流山市委員会条例第19条「委員会はこの公開とする」に明らかに違反する。なお議会運営委員会議事録によると「委員会の傍聴は委員長の許可制であるので中止する」という意見があったが、これは完全に法律のあやまった解釈である。委員長は傍聴人に対して委員会の議事進行に支障がある場合は退場等を命ずることがあるが、委員長が委員会の「傍聴禁止」を市民に命ずる権利はありえない。〈専門家に確認済み〉。

しかもこの決議に関しては本来各委員が賛成反対の意思を表示し議決しなければならぬところを、曖昧のままの合意に至っている。議会運営委員会が安易に合意もしくは総意によって運営されるとすれば、近代民主主義の議会とは到底言えない。

しかしこの曖昧な合意で、事務局によって「市民傍聴禁止」の手立てがなされ、市民が委員会の傍聴をできなかった事実があることから、議会運営委員会全員の総意と考えられる。

よって当時の議会運営委員会の議員に次の事を要求します。

(項目)

- 1 当時の議会運営委員は決定の誤りを認めること
- 2 市民に謝罪して、公表すること

2020年度議会運営委員会議員

海老原功一、近藤美保、戸辺滋、森田洋一、森亮二、藤井俊行、
小田桐仙各議員

参考資料

コロナ災禍における 東葛6市議会本議 会・委員会運営状況	市民傍聴禁止に関する 措置	市民の議会図書 館使用禁止
柏	人数制限のみ	なし
松戸	なし	なし
我孫子	人数制限のみ	なし
鎌ヶ谷	なし	なし
野田	人数制限のみ	なし
流山	市民傍聴禁止あり	あり

2022年5月16日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二 様